宮城県中学校体育連盟　規約

第１章　名称および事務局

第１条　本連盟は，宮城県中学校体育連盟と称し，事務局を会長が指定した学校におく。

第２章　目的および事業

第２条　本連盟は，宮城県内中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。

第３条　本連盟は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1)　体育・スポーツ活動に関する振興及び研究調査。
(2)　体育行事の開催。
(3)　小学校・高等学校との体育・スポーツ活動に関する連絡。
(4)　その他，本連盟の目的達成に必要な事業。

第３章　組　織

第４条　本連盟は，宮城県内における郡・市・地区単位の中学校体育連盟をもって組織する。

第４章　役　員・評　議　員・理　事

第５条　本連盟に，次の役員を置く。
・会長　・副会長　・理事長　・常任理事　・監事

第６条　会長は，評議員会において選出し，本連盟を代表し，会務を統括する。

第７条　副会長は，評議員会において選出し，会長を補佐し，会長退任あるいは事故あるときは，会長があらかじめ指名した順序によりその職務を行う。但し，副会長の承認を得て，事務局校の学校長が会長の職務を代行することができる。

第８条　理事長は，理事会において選出し，会務を執行する。

第９条　常任理事は，理事会で選出し，会務進行の補佐にあたる。

第10条　監事は，評議員会において選出し，会計を監査する。

第11条　評議員は，各単位連盟から２名（単位連盟会長他１名）を選出し，評議員会を構成する。

第12条　理事は，各単位連盟の理事長１名（但し，仙台市，仙台教育事務所管内は若干名）とし，理事会を構成する。

第13条　事務局には，事務局長・庶務・会計を置き事務処理を行う。

第14条　本連盟に，顧問及び参与を置くことができる。
顧問は，県の校長会長及び連盟の会長であった者をあて，重要な事項について，会長の諮問に応じて意見を述べることができる。参与は，この連盟の理事長であった者をあて，会長の諮問に応じて会務の運営について意見を述べることができる。

第15条　役員の任期は１年とし，重任を妨げない。補欠による任期は，前任者の残任期間とする。

【部活動の地域移行改革推進期間における特例措置】

① 評議員は，各単位中体連から会長１名の他，各単位中体連の加盟校数に応じた割当人数（加盟校１～１９校：１名，２０校以上：２名）を選出し，評議員会を構成する。

② 理事は，各単位中体連から理事長１名を基本とし，理事会を構成する。また各単位中体連の構成によっては１名（但し，仙台市，仙台教育事務所管内は若干名）を追加してもよい。

③ この特例措置については，特例措置適用期間内において付記や変更をする可能性がある。また，内容については随時検討する。

第５章　会　議

第16条　会議は，評議員会，理事会，副会長会とし必要により会長が招集する。

第17条　評議員会は，会長が招集し，構成員の過半数の出席により成立する。
評議員会は，次の事項を審議し，議決には出席者の過半数の賛同を必要とする。

(1)　予算および決算に関する事項。
(2)　本連盟の事業に関する事項。
(3)　規約改廃に関する事項
(4)　その他，重要事項。

第18条　理事会は，会長が招集し，会務の企画運営にあたる。

第19条　副会長会は，会長が招集し，評議員会を招集できない場合における緊急事項及び会務運営に関わる事項を審議する。

第６章　専門部

第20条　本連盟に専門部を設け，細部は別に定める。

第21条　特に必要な場合は，特別委員会を設置することができる。

第７章　会　計

第22条　本連盟の経費は，負担金並びに補助金，寄付金，その他をもってこれに充てる。負担金の金額は評議員会で決定する。

第23条　本連盟の会計年度は，毎年前年度第３回評議員会の翌日から始まり，当該年度の第３回評議員会に終わる。

第８章　付　則

第24条　本規約は，昭和２４年８月１日より施行する。

昭和３１年　３月１５日　一部改正
昭和３６年　５月　８日　一部改正
昭和３７年　２月　３日　一部改正
昭和４４年　５月２１日　一部改正
昭和４６年　２月２０日　一部改正
昭和５８年　５月１８日　一部改正
昭和６０年　４月２５日　一部改正
平成　７年　２月１７日　一部改正
平成　８年　５月２０日　一部改正
平成１０年１１月１０日　一部改正
平成２２年　２月２２日　一部改正
平成２２年　４月２８日　一部改正
平成２３年１１月１５日　一部改正
平成３０年　４月２５日　一部改正
平成３１年　２月１３日　一部改正
令和　６年　２月２２日　一部改正
令和　７年　４月３０日　一部改正
令和　８年　２月１９日　一部改正

専　門　部　細　則

第１条　この細則は，宮城県中学校体育連盟規約第２０条に基づき定める。

第２条　下記の専門部会を置く。
陸上競技，水泳，バスケットボール，サッカー，ハンドボール，軟式野球，体操，
バレーボール，卓球，ソフトテニス，バドミントン，ソフトボール，柔道，剣道，
相撲，スキー，スケート，弓道，研究，ホッケー

第３条　専門部会は，当該部の企画運営にあたり，さらに専門的事項について会長に対して意見を具申することができる。

第４条　専門部会に次の役員を置く。
部会長１名，副部会長若干名，
委員長１名，副委員長若干名，委員若干名

第５条　部会長および副部会長は，会長が委嘱する。

第６条　部会長は，専門部会を代表する。

第７条　副部会長は，部会長を補佐し，部会長事故あるときは，その職務を代行する。

第８条　委員長および副委員長は，各専門部員の互選により選出し，部会長が委嘱し，会務を執行する。

第９条　委員は，郡・市・地区単位の体育連盟及び部会長の推薦により，それぞれ若干名ずつ選出する。

第10条　専門部会は，部会長が招集する。

第11条　役員の任期は１年とし，重任を妨げない。

第12条　この細則は，評議員会の決議がなければ，変更することができない。

第13条　この細則は，昭和４６年４月１日から施行する。

昭和５３年　５月１３日　一部改正
昭和５６年　２月１８日　一部改正
昭和６１年　５月１３日　一部改正
平成　２年１０月３０日　一部改正
平成　４年　５月１８日　一部改正
平成　６年１１月１１日　一部改正
平成１０年１１月１０日　一部改正
平成２０年　２月１９日　一部改正
平成２２年　４月２８日　一部改正
令和　６年　２月２２日　一部改正
令和　７年　４月３０日　一部改正